第72号議案

豊後大野市印鑑条例の一部改正について

豊後大野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年11月30日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

多機能端末機により印鑑登録証明書を交付することができること等としたいので、この 案を提出するものである。 豊後大野市印鑑条例の一部を改正する条例

豊後大野市印鑑条例(平成17年豊後大野市条例第15号)の一部を次のように改正する。 第9条中「き損」を「毀損」に改める。

第15条中「同条第2項」を「第2項」に改める。

第18条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を利用して多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。)等を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。